

# 姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金

## 募集要項

【申請受付期間：令和4年11月10日（木）～令和4年12月9日（金）】

この支援金は、市内中小企業者が原油価格・物価高騰により受ける影響を緩和し、事業活動の継続を支援するため、支援金を支給するものです。

### 1 交付対象者

「(1) 申請要件」をすべて満たし、「(2) 対象外事業者」のいずれにも該当しない者とします。

#### (1) 申請要件

申請は事業者単位とし、以下のいずれの要件にも該当していること。

要件1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

要件2 姫路市内に登記上の本店所在地を有する法人（個人事業主にあっては姫路市内に住民票上の住所地を有すること又は、中小企業団体にあっては姫路市内に主たる事務所を有すること。）であること

要件3 令和4年4月1日現在、姫路市内で事業を営んでおり、引き続き姫路市内で事業を行う意思があること（個人事業主にあっては、令和4年4月1日現在、姫路市内に住所地を有して事業を営んでおり、引き続き姫路市内に居住して事業を行う意思があること。）

要件4 令和4年4月から令和4年8月までのうち、任意の1カ月において事業用として支払った電気、ガス、燃料油（以下「燃料等」という。）の支払総額（以下「支給判定経費」という。）が5万円以上（販売目的分を除き、消費税及び地方消費税を含む。）であること

※上記申請要件を満たしていない者の申請書類については、受付できませんので、後日返却します。

<中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者>

業種	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
⑤ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

< 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 >

種 類		
① 事業協同組合	④ 協同組合連合会	⑦ 商工組合
② 事業協同小組合	⑤ 企業組合	⑧ 商工組合連合会
③ 信用協同組合	⑥ 協業組合	

(2) 対象外事業者

以下に該当する者は対象外となります。

対象外事業者	・ 姫路市福祉施設等物価高騰特別対策給付金事業の対象者
	・ 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
	・ 宗教的又は政治的な事業を行う者
	・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（店舗型性風俗特殊営業に係るものに限る。）を行う者
	・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
	・ 法人が罰金の刑に処せられた場合又は個人が禁錮以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
・ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者又はその必要な措置が完了した日若しくはその納付が完了した日から1年を経過しない者	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の市税に滞納（新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予を受けている場合を除く。）又は未申告がある者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主のうち、申請要件となる事業（営業等・農業・漁業）収入が主たる収入でない者（事業収入が年金・給与・不動産収入等の合計を上回っていない者）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、支援金の趣旨に鑑み、支援金を交付することが適切でないと市長が認める者</li> </ul>

### (3) 燃料等

#### ① 支給判定経費となる燃料等

- ・電気
- ・ガス（都市ガス、プロパンガス、LPG（液化石油ガス）、LNG（液化天然ガス）、CNG（天然ガス））
- ・燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油）

#### ② 事業用以外を含む燃料等

支給判定経費において、燃料等に事業用以外（自家用等）のものが含まれている場合には、青色申告で行う家事按分（事業に使用した割合を合理的な理由に基づいて按分）の手法により事業用分を算出してください。

#### ③ 対象外の支給判定経費

- ・原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したもの
- ・事業用以外の目的として使用（購入）したもの
- ・「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から直接購入していないもの
- ・指定管理制度等による公の施設の管理及び同制度等における収益事業の燃料等の使用料及び購入費

※月をまたいで使用した燃料等は、検針日又は締日に属する月を任意の1カ月としてください。詳しくは、（添付様式1）をご覧ください。

## 2 支援金額（1事業者あたり）

法人 20万円

個人事業主 10万円

※支援金の交付は、1事業者につき1回限りです。

### 3 スケジュール及び手続の流れ

#### (1) 申請受付期間

令和4年11月10日（木）から令和4年12月9日（金）まで

※上記期間中の消印有効。

※申請受付期間外の消印の郵送分は受け付けをせずに、返送します。

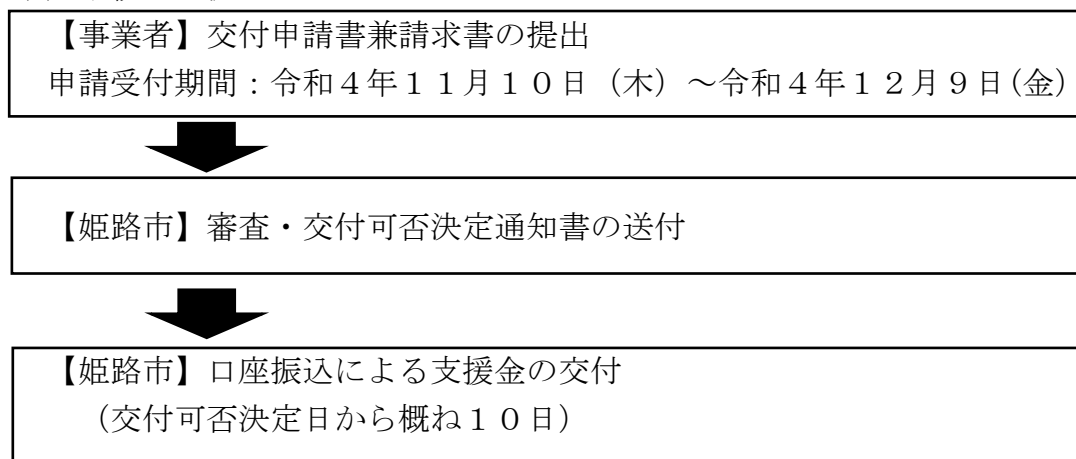
#### (2) 交付可否決定

受付順に審査し、決定を行います。

※決定には、1カ月～2カ月程度かかる場合があります。

※申請書類不備や内容確認のため、書類修正・追加提出・訪問による事実確認を求める場合があります。

#### (3) 手続の流れ



### 4 交付申請手続

#### (1) 提出書類

下記「様式」、「添付様式」は、姫路市のホームページ（URLはP.6参照）からダウンロードしてください。書類はA4サイズとしてください。

①	交付申請書兼請求書（注1） 【法人】様式第1号、【個人事業主】様式第2号
②	支給判定経費集計表（添付様式1） 支払額明細表（添付様式1-①、②、③）
③	支給判定経費の内容及び支払いを証する書類の写しの綴り (添付様式2、2-①) ・内容（使用量確定日・購入日、使用（購入）品目と数量、支払金額）が記載された書類の写し（納品書、請求書、領収書、レシー

	<p>ト、利用明細書、クレジットカード売上票など)</p> <p>・上記と支払金額等が整合する次の書類の写し</p> <p>【口座振込の場合】振込明細書又は口座通帳（表紙・記帳箇所）</p> <p>【口座振替の場合】口座通帳（表紙・記帳箇所）</p> <p>【カード払の場合】カード会社発行の利用明細及び 口座通帳（表紙・記帳箇所）</p> <p>【現金払の場合】領収書及び現金出納帳（対象月分）</p>
④	【法人】現在事項全部証明書の原本 ※発行から3カ月以内
⑤	【個人事業主】住民票の写し ※発行から3カ月以内で、個人番号（マイナンバー）が表示されていないもの
⑥	<p>令和3年9月以降における直近の確定申告書の写し（注2）</p> <p>【法人】別表1、【個人事業主】(B)第一表（注3）</p> <p>※收受日付印が押されていること。e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」も提出が必要。</p>
⑦	姫路市税の滞納無証明書 ※発行から3カ月以内（注4、注5）
⑧	提出書類一覧表【法人】添付様式7、【個人事業主】添付様式8
⑨	併用する国又は県等の地方公共団体等の補助金に係る申請書類、交付決定書等の写し（同じ事業内容について申請する場合のみ）

《注意事項》

- 注1 申請書兼請求書の「代理人氏名」、「代理人住所」、「代理人連絡先」は、法人の場合は役員又は従業員、個人事業の場合は従業員又は専従者以外の方が代理申請される場合に記入してください。その場合は委任状（【法人】添付様式3、【個人事業主】添付様式4）を提出してください。
- 注2 令和3年9月～令和4年4月1日までに設立した法人で、確定申告がなされていない場合は、「確定申告書」に替えて、税務署への「法人設立届出書」の写しの提出が必要です。また、令和4年1月～令和4年4月1日に起業した個人事業主で、確定申告がなされていない場合は、税務署への「個人事業の開業届」の写しの提出が必要です。
- 注3 個人事業主の事業所が住民票の住所地にあつて、確定申告書類に屋号の記載がない場合は、事業実態が確認できる書類（業務請負契約書、事業に係る免許証・許可証など）の写しも提出が必要です。
- 注4 新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした、姫路市税の徴収猶予を受けている場合は、「滞納無証明書」に替えて「徴収猶予の許可通知書」の写しの提出が必要です。

注5 滞納無証明書が発行されない場合（未申告を除く。）は、事務局が姫路市税務部に確認を行いますので、課税状況調査同意書（【法人】添付様式5、【個人事業主】添付様式6）を提出してください。

注6 申請書類を記入する場合は、フリクションボールペン、鉛筆、修正液、修正テープを使用したものは、申請受付対象外とします。

## (2) 申請方法

### 郵送提出のみ

- ※ レターパックライト又はレターパックプラスで配達記録が確認できる方法により提出してください。（送料は、申請者でご負担願います。）
- ※ 消印日（発送日）がわかる方法で提出してください。（料金後納郵便など事務局が消印日（発送日）を把握できないものは避けてください。）消印日（発送日）が不明なものについては、事務局が受け取った日を申請日として取り扱います。なお、受取の連絡はいたしません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による受付は行っていません。

(宛先) 〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所産業振興課  
姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金事務局 宛

※提出された書類は返却いたしませんので、必ずご自身で写しをとっておいてください。

### <関係様式ダウンロードURL>

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000022091.html>



## (3) 審査・交付決定

提出書類の審査が完了したものから順に結果を通知します（支援金交付可否決定書（様式第3号）を送付します。）。交付決定には、1カ月～2カ月程度かかる場合があります。

申請内容の不備等がある場合、事務局から電話等でお知らせさせていただき、追加資料の提出や修正対応をお願いします。その際、連絡が取れない場合や、事務局が定める期間（1カ月程度）までに指定した書類の提出や修正後の再提出がない場合には、申請を却下することがあります。

交付決定は申込み順と前後する場合があります。

#### (4) 口座への振込み

支援金交付可否決定書（様式第3号）の通知後に、概ね10日で口座に振り込みます。振込名義は「ヒメジシゲンユブツカコ」とする予定です。また、振込予定日及び振込を行った連絡はいたしません。

※振込希望口座の名義人は、申請者（法人または個人事業主）と同じ名義人にしてください。**特に法人で申請される場合は、法人名義の口座であることが必要です（法人代表者の個人名義の口座では振込できません）。**

### 5 その他

#### (1) 代理申請

「1 交付対象者」を満たす事業者に代わり、代理申請される場合は交付申請書兼請求書の「代理人氏名」、「代理人住所」、「代理人電話番号」を記入の上、委任状の提出が必要です。

##### ① 法人の場合

代理人は役員又は従業員以外の方

交付申請書兼請求書は（様式第1号）、委任状は（添付様式3）です。

##### ② 個人事業の場合

代理人は従業員又は専従者以外の方

交付申請書兼請求書は（様式第2号）、委任状は（添付様式4）です。

#### (2) 注意事項

##### ① 支援金の返還請求

支援金支払後に申請要件に該当しないことが判明した場合、偽りその他不正の手段により支援金を受領したことが判明した場合、その他姫路市が不適切に支援金を受領したと判断した場合は、交付決定を取消し既に交付した支援金の全部又は一部の返還を請求します。

##### ② 職員による調査

申請者の事業活動の状況、収支関係書類その他について、事前の連絡なく、立入調査を行い、報告を求めることがあります。

##### ③ 支援金の確定額の異議について

支援金の確定額の異議については、原則として受け付けません。

##### ④ 帳簿の備付け（関係書類の保存）

支援金を受領した中小企業者又は中小企業団体は、当該支援金事業が完了した年度の翌年度から5年間（令和10年3月まで）、帳簿など当該支援金事業に係る全ての関係書類の原本を保存する義務があります。

### (3) 個人情報・法人情報の利用

以下のことをご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・ 申請内容の審査、支援金の交付など本支援金の事務を処理するために必要な範囲のほか、今後本市が実施する施策において参考とする範囲で、本市が申請情報を利用します。
- ・ 申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、国や兵庫県、地方公共団体など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・ 本支援金の財源を負担する国に対して、申請情報を提供します。
- ・ 警察署、税務署などの公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

### <お問い合わせ>

姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金事務局コールセンター  
午前9時から午後5時（土日祝日を除く。令和4年11月4日開設）

電話番号 050-2017-3203

ホームページ（支援金のご案内）URL：

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000022091.html>

- ※ 品質向上のため、通話を録音させていただくことがあります。
- ※ お問い合わせの前に必ず、公表している本要項やQ&A、記入注意事項等の資料を確認し、それでもなおご不明な点がございましたらお問い合わせください。
- ※ 審査状況をお問い合わせいただいても完了時期や審査結果、支給時期はお伝えできません。
- ※ 郵送申請の到着確認にはお答えできません。また、事故等により郵送物が事務局に不達となる場合も考えられますので、郵送物の追跡が可能な方法をお勧めします。